第六条の三第一項ただし書中「建築主事」を「建築主事等」に改め、「確認検査員」の下に「若しくは副確認検査員」を加え、同条第二項、第七項及び第八項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第六条の四第二項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第七条第一項中「建築主事の検査」を「建築主事等の検査（建築副主事の検査にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。第七条の三第一項において同じ。）」に改め、同条第二項及び第三項中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同条第四項中「建築主事が」を「、建築主事等」に、「建築主事等」を「検査実施者」に改め、同条第五項中「建築主事等」を「検査実施者」に改める。

第七条の二第三項中「建築主事」を「建築主事等（当該検査の引受けが大規模建築物に係るものである場合にあつては、建築主事。第七条の四第二項において同じ。）」に改める。

第七条の三第一項から第三項までの規定中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同条第四項中「建築主事が」を「建築主事等が」に、「建築主事等」を「検査実施者」に改め、同条第五項及び第七項中「建築主事等」を「検査実施者」に改める。

第七条の四第二項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第七条の六第一項第二号中「建築主事」を「建築主事等（当該建築物又は建築物の部分が大規模建築物又はその部分に該当する場合にあつては、建築主事）」に改める。

第十二条第五項から第七項までの規定及び第十三条第一項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第十五条第一項中「建築主事」を「建築主事等（大規模建築物を建築し、又は除却しようとする場合にあつては、建築主事）」に改める。

第十七条第一項から第三項まで及び第六項中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同条第七項中「建築主事」を「建築主事等」に、「第一項の規定による国土交通大臣」を「同項の規定による国土交通大臣」に改める。

第十八条第二項中「建築主事に」を「建築主事等（当該計画が大規模建築物に係るものである場合にあつては、建築主事等（当該工事が大規模建築物に係るものである場合にあつては、建築主事。第十九項において同じ。）」に改め、同条第十七項中「建築主事が」を「建築主事等が」に、「建築主事等」を「検査実施者」に改め、同条第十八項中「建築主事等」を「検査実施者」に改め、同条第十九項中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同条第二十項中「建築主事が」を「建築主事等が」に、「建築主事等」を「検査実施者」に改め、同条第二十一項及び第二十三項中「建築主事等」を「検査実施者」に改め、同条第二十四項第二号中「建築主事」を「建築主事等（当該建築物又は建築物の部分が大規模建築物又はその部分に該当する場合にあつては、建築主事）」に改める。

第七十七条の十八第二項中「区分」を「確認検査の業務の区分（以下この節において「指定区分」という。）」に改める。

第七十七条の二十第一号中「（常勤）」を「又は副確認検査員（いずれも常勤）」に改め、「が、」の下に「指定区分ごとに」を加え、同条第五号中「確認検査員」の下に「又は副確認検査員」を加える。

第七十七条の二十一第一項中「指定の区分」を「指定区分（当該指定確認検査機関が第七十七条の二十四第一項の確認検査員を選任しないものである場合にあつては、指定区分及びその旨。第七十七条の二十八において同じ。）」に改め、同条第三項中「前項」の下に「又は第七十七条の二十四第四項」を、「届出」の下に「（同項の規定による届出にあつては、同条第一項の確認検査員を選任していない指定確認検査機関が同項の確認検査員及び副確認検査員を選任している指定確認検査機関が当該確認検査員の全てを解任した場合又は同項の確認検査員及び副確認検査員を選任した場合又は同項の確認検査員の全てを解任した場合におけるものに限る。）」を加える。

第七十七条の二十四の見出しを「（確認検査員又は副確認検査員）」に改め、同条第一項中「確認検査員」の下に「又は副確認検査員（当該確認検査が大規模建築物に係るものである場合にあつては、確認検査員）」を加え、同条第二項中「を受けた」を「（同条第二項の一級建築基準適合判定資格者登録簿への登録に限る。）を受けている」に改め、同条第四項中「確認検査員」の下に「又は副確認検査員」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「確認検査員」の下に「又は副確認検査員」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　副確認検査員は、第七十七条の五十八第一項の登録（同条第二項の二級建築基準適合判定資格者登録簿への登録に限る。）を受けている者のうちから、選任しなければならない。

第七十七条の二十五第一項中「を含む。次項」を「又は副確認検査員を含む。同項」に改める。

第七十七条の二十六中「ときは、」の下に「当該確認検査が大規模建築物に係るものである場合において当該指定確認検査機関が確認検査員を選任しないものであることその他の」を加える。

第七十七条の二十八中「指定の区分」を「指定区分」に改める。

第七十七条の二十九の二第二号中「確認検査員」の下に「又は副確認検査員」を加える。

第七十七条の三十一第二項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第七十七条の三十五第二項第一号中「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同項第三号中「第七十七条の二十四第四項」を「第七十七条の二十四第五項」に改め、同項第五号中「確認検査員」の下に「若しくは副確認検査員」を加える。

第七十七条の五十八第一項中「合格した者」の下に「で、建築行政又は確認検査の業務その他これに類する業務で国土交通省令で定めるものに関して二年以上の実務の経験を有するもの」を加え、同条第二項中「建築基準適合判定資格者登録簿に」を「、一級建築基準適合判定資格者検定に合格して当該登録を受ける者にあつては一級建築基準適合判定資格者登録簿に、二級建築基準適合判定資格者検定に合格して当該登録を受ける者にあつては二級建築基準適合判定資格者登録簿に、それぞれ」に改める。

第七十七条の六十二第一項第五号中「第五条第六項」を「第五条第九項」に改める。

第七十七条の六十六第二項中「第五条第六項」を「第五条第九項」に改める。

第八十七条第一項中「建築主事の検査」を「建築主事等の検査（建築副主事の検査にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。第七条の三第一項において同じ。）」に、「建築主事に」を「建築主事等（当該用途の変更が大規模建築物に係るものである場合にあつては、建築主事）に」に改める。

第九十三条第一項、第二項及び第四項から第六項まで並びに第九十四条第一項及び第三項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第九十七条の二第五項中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「建築主事を」を「建築主事等を」に、「同項の建築主事」を「当該建築主事等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「建築主事」を「建築主事等」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の規定により建築主事」を「第一項又は第二項の規定により建築主事等」に、「同項」を「これら」に、「建築主事が」を「建築主事等が」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これら」に、「建築主事」を「建築主事等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の市町村においては、第四条第七項の規定によるほか、当該市町村の長の指揮監督の下に、この法律中建築副主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築副主事を置くことができる。この場合においては、この法律中建築副主事に関する規定は、当該市町村が置く建築副主事に適用があるものとする。